

蓮の花

Vol.10



支部長挨拶

支部長 久住博隆



日頃より東京都行政書士会町田支部の活動にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

みなさまの日々の活動のおかげで、都庁や警察署、出入国在留管理局など様々な行政機関の窓口にも、行政書士以外は業として行政に提出する書類の作成はできない旨を記載した、いわゆる、「非行政書士排除プレート」が掲示されるようになり、建設業許可の申請書などにも代理人欄が作られるなど、私たち行政書士の重要性があらためて広く認識されてきております。

行政書士会は10月1～31日の1か月間を「行政書士制度広報月間」と位置づけ、全国において無料電話相談や街頭無料相談会等を実施いたします。

町田支部もぽっぽ町田での街頭無料相談会や、7士業1団体で構成する「未来を創るアーバンネット町田」の合同無料相談会、地域のお祭りでの無料相談会等、様々な広報活動をおこなってまいります。

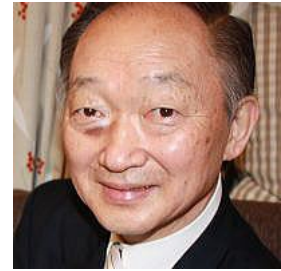
しかし、この1か月で行政書士制度を十分に周知出来るものではなく、日々の先生方の仕事や活動を通じ、広く行政書士制度を周知する必要があります。

昨今、士業による不祥事なども散見される中、デジタル化が進む社会においても期待される社会的役割を果たすためには、以前にも増して高度な倫理感・使命感の醸成と維持に努めることが求められます。そこで、日本行政書士会連合会は令和5年度より全会員に5年に1度の一般倫理研修の受講を義務付けるとともに、令和6年1月には、倫理意識をより一層高く持つことを目的として、「行政書士職務基本規則」を制定しました。

支部会員のみなさまには、広報月間を機会に「行政書士職務基本規則」を再度ご覧いただき、今まで以上に、高い倫理観を持ち仕事に臨み、「権利利益の実現に資する」という行政書士法の目的のため、町田支部一丸となって支部活動をおこなっていきたく思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

高齢化社会と行政書士業務

副支部長 大石益雄



異常気象の猛暑は9月中旬の敬老の日になっても続いております。そんな中でも皆様はそれぞれの分野で頑張っておられることでしょう。くれぐれも体調にご留意ください。

総務省の発表によりますと日本の高齢者（65歳以上）は3625万人、総人口に占める割合は29.3%とこれまでの最高を記録し、2040年には34.8%に達すると見込まれているそうです。しかも9月15日時点で100歳以上は9万5119人で今後も毎年800人ほど増え続けていく見込みという。まさに日本は世界トップクラスの超高齢化社会です。

その高齢者の方々を支える社会は、医療、福祉、介護、社会保障費の著しい増加など大きな課題を持っております。実際日本人の平均寿命は男性81.09歳、女性87.14歳と延び続けておりますが、自分で自立した日常生活ができる健康寿命は、男性72.18歳、女性75.38歳であり、つまり日本人が人生を閉じる間際、男性が約9年、女性が約12年ものあいだ寝たきりになるか病院や施設で他人にお世話になって亡くなるのが現状です。したがって超高齢化社会では、いかにして高齢者を事件事務などから擁護し健康寿命を延ばすか、取り組みが必要で急ぐべきものであると思います。

健康寿命を延ばす施策としては、町民全員に万歩計を配布し歩くことと健康意識を持たせて町の医療費を半減させた群馬県中之条町、市民のスマートフォンに専用アプリを入れてもらい、活動ポイントで商品券などをもらえる山形市など、全国で様々な取り組みが行われております。町田市では「まちトレ運動」が町会や自治会を中心に行われています。

一方、高齢者の擁護についても各行政などが様々な努力をしていますが、高齢化社会が進むにつれ私たち行政書士の使命である「行政手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便に資す」の立場から、ますます活躍する機会が増え、重要性が増していると思います。これまでの後見業務や相続に加え空き家関係の相談が増えております。また現在はネットやIT活用が不可欠な世になりました。しかし高齢者3625万人のうち高齢者夫婦世帯、単身世帯など多くは操作に戸惑っているのではないのでしょうか。そんなところに高齢者を狙った犯罪が狙いをつける例が発生しております。

地域に密着し街の人に直接接触し、様々な業務をこなす、謂わば「街の人の困った」を解決するお手伝いをするのが我々の仕事であり、高齢者の手助けを行うのは行政書士のCSR（社会的責任）であると思います。また最近各方面で表示され叫ばれているSDGsでも、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」など、我々行政書士の業務と深く結びつくものが多くあることに注目です。

季節の変わり目は体調を崩しやすく、夏バテならぬ秋バテに注意され、皆様のますますのご活躍を祈ります。

お花見バスツアーに参加して

会員 道口幸恵



3月27日（水）、前日までの雨天とはうって変わった快晴のもと、町田支部初となるお花見バスツアーに参加させて頂きました。

私たちが搭乗したバスはなんとトイレ付きサロンカーの豪華版で、後部座席が宴会仕様となっており、20人ほどが卓を囲むレイアウトでした。コンビニからビール、酎ハイなどの飲み物とおつまみ、お菓子を仕入れ、サロンは楽しい語らいと飲み会の場となりました。



もちろんご家族で参加された方はそれぞれが普通シートで和やかなひとときを過ごされ、気が向けばサロンの方へ移動というスタイルで、定員39名のバスは思い思いの楽しみ方で一路目的地に向かいました。



途中高速上で事故渋滞に巻き込まれノロノロ運転となった場面もありましたが、何とか最初の和紙すき体験の会場に到着しました。初めて訪れた幸手の街は昼間なのに静かなたずまいで落ち着いた印象でした。和紙すき体験はよくテレビで見ますが、実際は原料の液体が重く、均等に散らすのに骨が折れましたが何事

も経験と何とか終えました。コウゾの樹皮を剥いだ残りの幹をもらってツエ代わりにしていたご家族もいらっしやいました。自分のすいた凸凹の和紙がその内届くのかなと楽しみにしています。



その後はメインの割烹旅館での昼食で「忠七めし」というだし茶漬けのような名物料理と和食の盛り合わせ、うなぎと堪能しました。木造の和風建築と広いお庭の構えが高級感を醸しだし、普段はなかなかできない体験となりました。

さて、いよいよ今回のハイライト幸手市観音堂桜祭りでしたが、あいにくと桜は堅いつぼみのままで、その代りといっちはなんですが菜の花が一面咲き誇っていて、皆さんそのなかを散策され春の香りと色彩を満喫されていました。桜祭りの規模はとて大きく見渡す限りの屋台の出店でしたが、心なしか寂しそうに見えたのは気のせいでしょうか。桜は皆様の脳裏で満開だったということにして会場をあとにしました。



最後は道の駅「ごか」に立ち寄り地元の農産物や食品などショッピングを楽しみました。後で聞くと、お花と植木類がとて安く売られていたようで、食べ物ばかりに気を取られていた自分はいかがだったかと反省しきりです。

今回は町田支部会員が豪華バスで水入らずの親睦を深められたこと、初めて幸手市を訪れたこと、割烹旅館での昼食、最後に渥美理事お心づくしのおみやげの分配など、とても魅力的で充実したバスツアーとなりました。次回はもっと多くの方がご参加されることを願ってご報告とさせていただきます。久住支部長、渥美理事有り難うございました。

子ども達の声

「楽しかった。お菓子もご飯もおいしかった。もう1回行きたい！」

「いいバスに乗れた。ウナギもおいしかった。またウナギを食べに行きたい！」

電子帳簿保存法研修会

会員 土方伸一

2024年3月28日、町田市文化交流センターにおいて「電子帳簿保存法（電帳法）」研修が行われました。研修は2部構成で、

第1部の講師は 町田税務署 個人課税第1部門 山本泰久 統括国税調査官 様
町田税務署 個人課税第1部門 安藤久美子上席国税調査官 様

第2部の講師は 税理士会町田支部・行政書士会町田支部 熊澤裕人 様

にご担当いただきました。概要は次のとおりです。

第1部

1 電子帳簿保存制度の概要

電子帳簿保存制度は、税法上保存が必要な帳簿や領収書、請求書などを紙ではなく、電子データで保存することを求めるものです。2023年12月31日までは、やむをえない事情



がある場合には電子取引した書類を紙で保存することが認められていましたが、2024年1月1日以降は完全義務化されました。電子帳簿保存法は事業の規模などに関わらず、**すべての事業者・個人事業主**が対応しなければならないものです。なお、電子データ保存を始めるに当たって、以前は事前の届け出が必要でしたが、現在は特別な手続きは必要ありません。

(1) 電子帳簿等保存（希望者のみ：従来どおり紙の帳簿で対応することも可能です。）

パソコン等で作成した帳簿、領収書、決算書等を**プリントアウトせずに**電子データで保存できます。一定の要件を満たす帳簿（**優良な電子帳簿**）には税法上のメリットが与えられます。

対象となる帳簿等

- ① 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、売上帳、仕入帳など
- ② 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
- ③ パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に渡したときの書類の控え

※ 「優良な電子帳簿」とは

優良な電子帳簿とみなされるためには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 訂正削除履歴が保存されること等
- ② 帳簿間の相互関連性を満たすこと
- ③ 取引等の日付・金額・相手方に対する検索機能を備えていること

(2) スキャナ保存（希望者のみ：従来どおり紙で保存することも可能です。）

取引先から受領した紙の領収書等については、スキャナ、スマホ、デジカメ等で電子化したデータを保存することができます。（タイムスタンプを付与する必要があるため、専用ソフトを使用することが一般的です。）

(3) 電子取引データ保存（法人・個人事業者は義務化）

申告所得税等に関して帳簿等の保存義務が課されている者は注文書、契約書、領収書、請求書等を電子データでやり取りした場合には、一定のルール（下記）の下で、その電子データを保存しなければならないものです。

※ 電子データで取引したものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならないわけではありません。

保存方法

- ① 電子取引データそのものを保存する必要があります。
- ② ファイル形式は問わないので、PDFに変換したデータなどで保存しても問題ない。

電子データ保存の一定のルール

- ① 真実性の確保（以下のいずれかの要件を満たす。）
 - ・タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
 - ・保存するデータにタイムスタンプを付与する
 - ・訂正削除履歴が残るシステムなどでデータ授受を行う
 - ・不当な訂正削除の防止に関する**事務処理要領（国税庁 HP にサンプルあり）**を制定、遵守する。
- ※ タイムスタンプとは、文書の存在と改ざんがないことを証明するために付与されるシステム上の作成時刻証明のことです。
- ② 可視性の確保（必要なときにいつでも閲覧できること。）
 - ・モニター、取扱説明書の備え付け
 - ・検索要件を充足すること（例外規定あり）

第2部（講師：熊澤裕人 様）

第1部の講義を補足する形で説明がありました。特に印象に残った点は次のとおりです。

保存期間について

税法上の時効と民法上の時効には期間が異なる場合がある。税法上の保存期間が満了したからといって、重要な領収書等を廃棄してしまうと契約上の問題が生ずるおそれがある。「**大事な書類は捨てないで!**」と強調されました。



町田支部定時総会

会員 鈴木高志



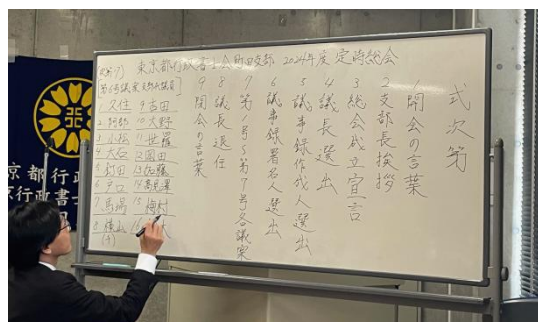
日頃より支部活動にご尽力頂いている久住支部長はじめ理事会の先生方、支部活動を支えている先生方にあらためて敬意を述べさせていただきます。

支部会員としての自覚があるためか、毎年の定時総会だけはなんとかリアル出席しようと心掛けています。

そんな私ですが、行政書士としてこの5月でちょうど13年となります。

人並みの苦勞を経て、業務収入が安定するまでには5年ほどかかったようなことも遠い昔話となりました。

当時何もわからずに町田支部定時総会に参加すると、先輩の先生から「よく紛糾したよ」とお聞きし、本会からのご来賓挨拶でも「東京都行政書士会の各支部の中でも、町田支部の定時総会といえば毎年長いので有名」とイジられたことを記憶しております。良く言えば支部に関心が高く、真剣で緊張感ある総会であったのでしょう。



いま総会は、スムーズに議事進行していて、つまりは普段から会員のご意見を聞き風通しの良い運営の現れなのでしょう。参加者が33名とはちょっと寂しかったようです。

13年前とは違い、町田支部行政書士会の活動はずいぶんと拡大しているようです。会員数も今総会時158議席と増員を続けております。私の知る限りでも、行政手続相談担当委員会、法教育委員会、暴力団等排除委員会、空き家対策委員会等が発足し、町田支部広報誌「蓮の花」の発行や市民センター等での無料相談会の実施。さらに時代の流れとともに情報のデータ化刷新。東京行政書士政治連盟との共催による賀詞交歓会、そして士業後援会合同懇親会の開催など新しい交流の場も広げて頂いています。



日常の業務においては、支部を超えた先生方との情報交流と研鑽でスキルアップやコスパの追求をしていますが、様々な業務をされている先生方との交流は地元しか出会えません。仕事を楽しむうえで大切な繋がりだと思っております。

今回も、久しぶりにお会いして深いお話をしたり、新しい会員の先生方から刺激を頂きました。感謝申し上げます。

総会後の懇親会の風景



遺言作成と死後事務委任(超実践編)研修会

会員 伊藤右学



5月31日の鈴木重光先生の研修会は、「これぞ、目からウロコが落ちる実務！」のサブタイトル通りの行政書士実務に通じたお話でした。正直なところ最初は、少々驚きを持って受講した講座でありました。もっと詳しく知りたいと思い、先生の著書「週末行政書士 Q&A60」も一気読みしました。講義を振り返り、ポイントは以下の通りです。

まずは、遺言信託の基本的な構図について、講師の経歴をもとに信託銀行が扱っている遺言信託について説明を頂きました。その上で我々行政書士はどのように遺言や周辺業務に取り組んでいくか等のお話しをされました。

遺言書の作成だけでなく、その執行まで範囲を広げて、遺言執行者になることで活動範囲を広げることの重要性をお伝えいただきました。また遺言整理も遺産分割協議書作成だけでなく、協議書に基づく手続きまで行うことが重要とのこと。執行業務の奥の深さと可能性を感じました。



次に遺言業務の報酬のポイントについてです。

1. 遺言書作成に至るまでの報酬
2. 公証役場での証人になる場合の報酬

3. 遺言執行者に対する報酬

をあげられました。

特に3は、遺言業務の中で断トツに大きい報酬であり、遺言書に基づく手続きを行うことによる対価であるということです。

また今回のテーマである遺言作成と死後事務委任契約、尊厳死宣言についても興味深いお話をいただきました。遺言と死後委任契約はセットで考えるメリットを説明することが効果的であること。また尊厳死宣言もかなりの確率で作成を受託する場合があるとのことです。

行政書士としての心構え、営業の視点、稼ぎ方など、教科書に書いていない考え方を学ぶ重要な機会でありました。超実践の本音のお話をお聞かせ頂きました講師の鈴木先生と研修実施に尽力頂きました支部の先生方にお礼申し上げます。

町田支部の研修会がオンラインでも受講できるようになりました！

理事 加藤健司

研修担当の加藤です。町田支部の研修では今までリアル会場での開催でしたが、IT担当のご協力のもと、ZOOMでの配信も行えるようになりました。それにより、リアル会場とZOOMとのハイブリット形式で研修を行い、仕事や家庭の都合等で会場まで足を運ぶことが難しい方も研修に参加できるようになりました。

また研修開催を「行政書士とうきょう」に掲載し、東京会他支部の方の募集を再開して参加できるようになりました。これを機会に他支部の方とも積極的に交流していただければと思います。

研修担当としましては、皆様の業務に役立つ研修を企画し、多くの方に参加していただけるよう運営してまいりますので、今後とも研修へのご参加をお願いいたします。



町田支部街頭無料相談会

会員 渋谷知寛



6月16日（日）10:00～16:00、ぽっぽ町田にて町田支部街頭無料相談会を行いました。

朝方に降っていた雨も上がり天気の良い状態でスタート、暑いくらいの天候となりましたが、風が強く、並べたパンフレットやのぼりの管理に気を遣う場面がありました。

私は9:30～12:30の回へ参加させていただきました。昨年11月に登録してからも会社員と兼業の為、支部の活動に参加するのは3回目と、まだまだ少ない出席率で初めてお会いする先輩方も多く、ご挨拶もさせていただきました。



全体通して15名の先生方にご参加いただき、にぎやかな雰囲気となりました。

さて私が参加した午前の回では、7件ほどの相談があり、用意していたスペースが一時は満席に近い状況となりました。

ご相談の内容はやはり相続関係が多い印象でしたが、他にも商法や出張封印、マンション管理規約・総会に関する相談がありました。

相続関係では、遺言書の書き方・法定相続分・前妻との子への相続・限定承認・放棄についての質問や、成年後見についての質問があったようです。

また相続にあたってなるべく税金を抑えたいという、節税に関する質問もありましたが、一般的な税制のお話しかできませんので、詳細は税理士会へお問い合わせをお願いしました。

来場いただいた方は、町田市のみならず、相模原市、日野市の方もいらっしゃり、広く町田まで買い物に来られている方が多い印象でした。



年齢層は40代～80代とこちらも広く、行政書士だから来たというわけではなく、誰に聞いたら良いかハッキリしないけど、聞いてみたいという方が多かったと思います。

今回の相談会は予約制ではなく、当日に来られた方のみでしたので、こちらからのお声かけが、ご相談頂けるかを分ける重要なアクションになりました。

ひとつ反省点としては道路使用許可を取っていなかったため、敷地内からの呼び込みしかできなかった点があるとのことでした。

また、無料相談会の場では具体的な事務所の案内はできないとのことと販促ツールのひとつとして、東京会や町田支部を案内する名刺サイズのカードがあれば相談時にお渡しでき便利かと感じました。

次回開催に向けて検討できればと思います。

暑気払い 2024

会員 上田和彦



2024年7月30日、あいにくの豪雨のなか、ペダラーダ町田にて、町田支部の暑気払いが行われました。

久住支部長のご挨拶に次いで、熊澤先生のご挨拶があり、和やかなムードで会は進みました。

また、少し遅れて宮本東京会会長が駆けつけてくださり、東京会で進めている様々な施策についてご説明を頂きました。



会の中盤では、渥美理事が企画したクイズ大会があり、行政書士にまつわるクイズや実際にワイン等の食材を口に入れて比較をし、味覚をためすクイズなど、工夫をこらした問題の数々に、参加者は大いに盛り上がりました。

暑気払いは、入会当初から可能な限り参加を続けているイベントで、最近ではあまり支部活動に参加できていないなか、同じ町田支部の先生方と交流ができる貴重な機会となりました。最初に参加をした暑気払いは、町田の徳樹庵という居酒屋で行われたことを今でも鮮明に覚えています。入会したばかりで、右も左もよくわからないなか、支部で暑気払いをする習わしがあることを知り、興味深く感じたものでした。



今回は、同じテーブルに座った、以前より親交のある先生方と旧交を暖めつつ、最近入会された先生ともお話をすることができ、楽しい時間を過ごすことができました。



会場となったペダラーダ町田は、ハンバーグが美味しいお店で、私も時々利用をさせて頂いていましたが、この日の料理もどれも美味しかったのですが、べに食べたカレーが特に

美味しく印象に残りました。あとで渥美理事にそのことを話したところ、「ペダラーダはカレーが一番美味しいと言っても過言ではありません」と仰っていたので、納得しました。

会の最後には、小松副支部長からの挨拶があり、ソフトボール大会のお話がありました。私は残念ながら今年は都合により参加が叶わないのですが、休日の一日をその日は誰もが業務のことを忘れてソフトボールに熱中できる素晴らしいイベントだと思います。

大会での町田支部の躍進を願っています。

来年また、楽しく暑気払いに参加できるよう、日々の仕事等を頑張っってゆこうと思える夜となりました。



明日から運送業を絶対やりたくなるセミナー (運送業許可研修会)

会員 横山千佳子

今期早くも支部研修第3弾が開催されました。日程は2024年8月20日(火)18:30～20:00、会場はぽっぽ町田会議室において、研修科目は「一般貨物自動車運送事業」です。事前に「行政書士とうきょう」7月号に研修案内を告知掲載し、支部会員のみならず他支部会員も受講可となりました。当日は中央・世田谷・八王子各支部から計3名、町田支部からは14名の参加でした。



講師は神奈川会の鈴木隆広先生、元SEという経歴で、登録当初は風俗業務等も手掛けたようですが、独立後は運送業務に特化なさって、トラサポを設立された方です。トラサポとは、チャットワークのコミュニティで全国規模で運送業専門行政書士を育成、あるいは会員間で失敗経験等を共有したりと切磋琢磨する機関です。

さて運送業界は、以前から「2024年問題」が取り沙汰されてきましたよね。本会でも本年2月に2024年問題として正攻法で取り上げて研修会が開催されています。労基法等の法改正で変わる運送業の労働時間や事業計画変更について解説されていました。

一方今回の支部研修では、一般貨物自動車運送業の業務の楽しさや怖さや顧問業務としての具体的やり方や仕事の取り方等にスポットを当てた講義でした。副題に、“明日から運送業を絶対やりたくなるセミナー”と銘打っただけあって、講師の実体験を豊富に披露してくださり、その時々正直な感慨を吐露する等、聴講していて面白さを



感じていました。例えば業務の合理化で生産性UPの理論を説くのに、郵便物をポストへ投函する移動時間も時給換算の範疇に含めているのには、思わずクスツとしてしまいました。（合理化を際立たせるために、“気晴らし”や“もののついで”を排除させているのですね。）それと仕事の取り方ですが、やはりほぼほぼ紹介が占めるということです。同業者からの紹介・トラックディーラーからの紹介、中古トラック屋さんからの紹介etc… 繁盛している行政書士は、人たらし度の高い方という典型かなと。



研修後の質疑応答では、運送業の助成金申請のことや事業報告書の届け出の件等、様々な質問が幾つもの飛んでいました。

実は当方の行政書士第一号の業務は、他でもない一般貨物自動車運送業の新規許可申請でした。許可後の登録免許税がまだ9万円（現在は12万円）の時代に受注し、右も左も分からず、支部会員にも経験者が居なくて本当に困りました。困った一例で、講義にもあったように、都市基準法・建築基準法・農地法・車両制限法・労働法など実に多様な関連法令に右往左往しました。解決法としてそれらの図書を片っ端から購入しましたが読んだからと言って法令知識として何が必要か何が不必要かという取捨選択も新人にはままならずという状況で…この時にトラサポ的存在やこのような研修会があればどんなにか当方の新規許可申請も完成推進の力になったかと嬉しい妄想をしながら聴講していました。

蛇足かも知れませんが、登録20余年を経た今は少し知恵がつきましたので、当時の自分に以下を忠告したいです。①研修会もトラサポ的も求めよさらば与えられん。探す労力を惜しまずに。②法令関連図書は先ずは図書館で借りたり調べたりすること。手元に置くべき図書はその後に購入、厳選しないときりが無い。③業務に精通した先人を求めるには、支部を飛び越えて本会の知己をフルに活用すべし。蛇足以上。

研修会後の懇親会は21時から町田駅近くの木村屋本店でたっぷり2時間、有志と鈴木先生とで楽しい語らいが続きました。

鈴木先生お疲れ様でした。ありがとうございました。

2024 ソフトボール大会

会員 鍋田圭介



9月ももう後半になるというのに相変わらず生暖かい空気と断続的に降る雨にさらされながら、神宮球場にて毎年恒例のソフトボール大会が開催されました。町田支部は事務局チーム、板橋支部、品川支部と対戦しました。

- VS 事務局チーム ○
- VS 品川支部 ×
- VS 板橋支部 ×

結果としては残念ながら決勝トーナメント進出はなりません



でした。しかし今年新設され若い選手が勢ぞろいの事務局チーム、昨年の雪辱



に燃える（昨年も対戦し町田支部が勝利）品川支部、女性選手がエースを務めた板橋支部と、個性あふれるチームと対戦することができ非常に有意義な時間を過ごすことができたのではないかと思います。



また各々練習の成果を十分に発揮することはできたかと思っています。



今大会においては久住支部長が選手として出場されたことが非常に印象的でした。例年応援には駆けつけてくださっていましたが、今年はケガによりプレーが困難になった選手の穴を埋める形で急遽キャッチャーを務められました。普段はクールな印象がある久住先生が澁漣とプレーする姿は非常に新鮮で、私個人としてもお世話になっている支部長とバッテリーを組むことができ非常に楽しかったです。



私はジム通いが趣味で体を動かすことの気持ちよさは日常的に体感しているつもりでしたが、今回の大会ではチーム全体で一つの目標に向かって邁進することの楽しさと充実感を得ることができました。メンバー間の関係が深まったことは今後の実務においても必ずやポジティブな影響があるものと思います。



練習を含めると2か月を超える活動となった今回のソフトボール大会ですが、最初から最後までチームを引っ張ってくださった小松副支部長、野球経験者のメンバーの方々、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。また、当日応援にお越しくくださった方々を含め、関わってくださった皆様にお礼申し上げます。今年の悔しさを糧にして来年こそチーム一丸となって優勝しましょう！



「支部メーリングリストへ登録のお願い」

支部会員への各種案内、連絡等をEメールで行っており、支部メーリングリストに受信用のメールアドレスを登録する必要があります。まだ登録されていない方、変更を希望される方は、以下へEメールでご連絡ください。

宛先 info@umeoffice.com

担当 名簿・IT担当 梅村

蓮の花／東京都行政書士会町田支部

発行人 東京都行政書士会町田支部支部長 久住 博隆

編集人 世羅 芳子 吉田 美紀 福田 朝子

発行日 2024年10月

